

理解推進事業

300名がスポーツを通じて交流
競技でゲームでリフレッシュ

スポーツを通じ障がい者とボランティアが交流する「第19回多摩市障がい者ふれあいスポーツ大会」が3月7日、開催された。会場となった総合体育館にはアートひまわり、啓光学園、コラボたまワークセンターつくしなど市内8施設と個人などスタッフを含め総勢316人が参加。綱引きやパン食い競争などに歓声を上げた。訪れた人からは「久しぶりに体を動かし気持ちよかった」「仮装のリレーは職員の見られない変装姿が面白かった」などの声が寄せられた。

ゴールまでの速さを競う『大玉おくり』。白熱した紅白両チームのボールが宙を舞った



資源化センター事業

外出機会の増えるこれからの季節

ゴミ出しのルールを守ってリサイクル

2月の作業実績は12日間でおよそ60時間。総選別量は前月と比べ約25%減の85.9トン。通常のペースに戻ったが、これから花見の時期に入り、不適物の混入が増え、処理に手間がかかることが予想される。

びんの種類もさまざま。再利用できるものは『生きびん』として取り除かれ、その他の物は色別に選別され粉砕処理に回される

コンペアの上を流れるびんリサイクルの拠点



加盟団体からのお知らせ

- | | |
|--|--|
| アートひまわり
南野 3-15-1 5階 ☎373-8455 | サンクラブ多摩
南野 3-15-1 5階 ☎356-0308 |
| NPO 法人あしたや共働企画
諏訪 5-6-3-101 ☎372-3690 | 多摩市視覚障害者福祉協会
聖ヶ丘 1-28-26-103 ☎372-8051 |
| NPO 法人暉望(色えんびつ)の家・グループ TOMO)
永山 3-9 ☎372-3382 | NPO 法人多摩市身体障害者福祉協会
南野 3-15-1 3階 ☎338-7009 |
| NPO 法人くぬぎ
永山 3-9 ☎375-2583 | 多摩市手をつなぐ親の会
聖ヶ丘 1-19-3-304 ☎374-8740 |
| NPO 法人どんぐりパン
諏訪 5-6-3-105 ☎371-9236 | 多摩市聴覚障害者協会
聖ヶ丘 1-19-5-201 FAX 372-0939 |

移動支援事業

春到来! お花見、イベント等目白押し
ヘルパー同行で出かけてみよう

吉祥寺駅から歩いてすぐの井の頭公園。野外ステージや自然文化園、ボート遊びができる池など一日いても飽きない。西側にはジブリ美術館がある



2月は、動物園や水族館のスタンプラリーやカラオケ、映画などの同行で計47件の利用があった。大型電気店や井の頭公園など遠出もあった。暖かくなるこれからの季節はお花見やハイキングなど外出に絶好の季節。日々の暮らしの、ちょっとした充実にはヘルパーをうまく利用してみてもいい。

知的障がい者の「性」を考える

一人一人に応じたシステムづくりと幼少期からのアプローチがポイント
「知的障害のある人の『性』に対するアプローチ」と題した、多摩市手をつなぐ育成会主催の講演会が2月28日、パルテノン多摩で開催された。主催者挨拶に続き、東京学芸大学講師の加瀬進氏が登壇。一人一人の置かれた環境が違うことを理解したうえで、支援システムづくりや家庭での関わり方について、具体例を交えながら解説。それぞれの場面に応じた行動マナーを幼少期から身に付けていくことで対人関係や社会規範が育ち、性的問題行動や逸脱行動は十分に学習していないこととの表れであるという話など興味深い内容で、講演終了後の質疑応答では参加者から活発な質問が出た。

加盟団体紹介

NPO法人くぬぎ
知的障害を持つ小学校1年生から高校3年生を対象とした放課後デイサービス。25年前に開所し平成25年、NPO となった。さまざまな活動を通して将来の社会生活への適応を目指す。利用時間は月～金の放課後から17:30で休校の場合は9:30～17:00。送迎サービスあり。

東永山複合施設で絵や音楽、体操、作業等のほか季節の工作や野外活動などを指導している。3月頭には”お茶会”を楽しんだ。問合せは☎042-375-2583



多摩市障害者福祉協会



つながりを力に、人と人を結ぶ
月刊多障協通信 ルリエ



発行：多摩市障害者福祉協会
多摩市南野3-15-1 総合福祉センター5階
障害者団体共用室

☎042-356-0308 FAX042-311-2327
ホームページ http://tashokyo.com

多障協だより
末広りのひつじ年
2015年春らんまん号
2015年3月25日発行
2015年第2巻第3号

relier

もくじ
目次

事業報告

障がい者等の要援護者どう守る 1
支援センターの一ま 2
障がい者就労支援センター 3
理解推進事業 4
移動支援事業 4
資源化センター事業 4
加盟団体からのお知らせ 4
加盟団体紹介 4
知的障がい者の『性』を考える 4

連載

NEWS 1
今月の花 1
プログラムカレンダー 2
今月のひと口解説 3
現場からの声 3

障がい者等の要援護者どう守る

阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災から4年が経ち、被災の状況や声が人々の記憶から遠くなるにつれ、災害に対する気の緩みや風化といったことが、懸念されている。一旦、地震や風水害等の自然災害が起こると多数の犠牲者が出、不便な避難生活を強いられることとなるが、なかでも障がい者や高齢者など災害弱者への影響は大きい。多摩市では既に災害時要援護者支援計画が作成され、その具体化が進められている。ただ、障がい者などの災害時要援護者に限らず、災害から身を守るためには、住宅の耐震化や地域の防災訓練等へ参加するなど日頃からの備えが重要である。将来予想される首都直下地震などの都市型震災に備え、これまでの経験を教訓に、「自助」と「共助」の両面から家庭や地域などで地道な減災対策の積み上げが求められている。



春まだ浅い3月から陽だまりや土手などで見られるあざやかな花には、アスファルトの裂け目にも生える一途な強さと、思わせぶりで奔放な少女性を秘めたはかなさが同居する。花言葉も「真実の愛」「思わせぶり」「解きたい謎」と揺れ動く。都市近郊で現在見られるのは古来のカントウタンポポと外来のセイヨウタンポポの雑種がほとんどだとか。そんなところにも力強さと不思議を感じる。

NEWS～セクハラをなくし働きやすい環境づくりを!!
「言葉のセクハラ」をめぐって最高裁の判決が出た。女性の派遣社員にセクハラ発言を繰り返した男性管理職2人を、会社側が事前警告せず出勤停止にした懲戒処分がおもすぎるかを争われた訴訟で、最高裁は「処分妥当」との判断を下した。セクハラは体に触るなどの行動だけでなく、性的な冗談やからかいなど言葉の嫌がらせも含まれる。男女雇用機会均等法では、事業主に対しセクハラ防止策を義務づけている。言葉によるセクハラは軽くみられがちだが、今後、より厳しい対応が求められる。

※の一まの『HOT ほっと』は2014年9月号、本部で発行しておりました『多障協だより』は2014年1月発行の冬号をもって最終号とさせていただきます。昨年9月より2つを統合し『月刊relier』としてリニューアル発行させていただくことになりました。長い間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします

※『relier』は「つながり」や「結びつき」を表わすフランス語。人と人、地域と地域をつなげることで真の共生をめざしたいという意味を込め、リニューアルした広報誌にこの名前をつけました

支援センター の一ま

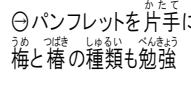
外出プログラム



悪天候のため3月4日に延期となった第2回外出プログラムに7名が参加。中には有休を使う人もいた。晴天に恵まれた神代植物公園を、梅・椿が咲き誇るなか香りを楽しみながら散策した。深大寺ではだるま市が開かれており、護摩祈願を見物する観光客で賑わっていた。



◎屋食は名物深大寺そば。天ぷらなど好きなものをトッピング



◎パンフレットを片手に梅と椿の種類も勉強

◎青渭(あおい)神社にある樹齢約700年のけやきは圧倒的な存在感

お知らせ

利用者ミーティング時間変更

4月から14:00~15:00になります。

27年度契約更新

4月1日から更新手続きを行います。

対象の方は別紙を同封します。

3月末で終了します。

※H26年度総相談件数(3月10日時点)

- ・発達障がい相談 11名28件
- ・福祉とこころの相談 6名9件
- ・身体障がい相談 1名1件

イブニングタイムボランティア募集

ボランティアを募集しています。詳細はの一ま職員、または多障協ホームページをご覧ください。

2月相談件数

相談人数は、前月比7%減の157名。

うち未契約者が15%を占め、内容は計画

相談や施設利用に関する相談であった。

件数は前年同月と比べて5割増しの32

9件、福祉サービス利用に関する相談が

前年より3倍増加した。1割が特定相談に

関する内容であった。

プログラムは前月より2回多く開催された

為、全体の参加者は、23%増の延べ10

4名だった。

『超高速! 参勤交代』あらすじ

通常でも8日かかる参勤交代を5日で

行うよう幕府から無理難題を押し付けられ

た小藩が、奇想天外な作戦の数々でピン

チを切り抜けようとする歴史エンターテイ

メント。藩と領民を守るため奮闘する藩主

には佐々木蔵之助、ヒロインを深田恭子が演

じる。

日	月	火	水	木	金	土
投稿広場の作品募集 旅行先で撮った写真やイラスト、絵画、をルリエに載せてみませんか? ※応募方法は右下をご覧ください。			1	2	3 イブニングタイム 17:45~19:30	4 利用者ミーティング 14:00~15:00
5 やす 休み	6 やす 休み	7	8 リラックス体操 14:00~15:00	9	10 イブニングタイム 17:45~19:30	11 映画会 『超高速! 参勤交代』 13:30~15:30
12 やす 休み	13 やす 休み	14	15 の一まスタッフ会議 10:00~12:00	16	17 イブニングタイム 17:45~19:30	18
19 やす 休み	20 やす 休み	21	22 リラックス体操 14:00~15:00	23	24 イブニングタイム 17:45~19:30	25 コーラス 14:00~15:30
26 やす 休み	27 やす 休み	28	29 しょうわ 昭和の日 やす 休み	30	投稿広場の応募方法 興味のある方は「タイトル」「作品への思い」「イニシャル」を添えて職員まで	

支援センターの一ま
利用について

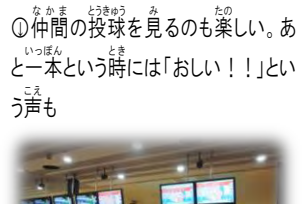
普段の暮らしに関すること、障がいや病気のこと、福祉サービスのこと、困っていることがあればご相談ください。☎042-311-2660 ☎042-311-2300(受付は祝日除く火~土 10:00~17:00) 住所: 多摩市関戸 4-19-5 市立健康センター4F

障がい者就労支援センター

ボウリングでストレス発散!!



◎フォームにも個性が出ていた。時にはボウリングの球がバウンドするという豪快な投球も見られた



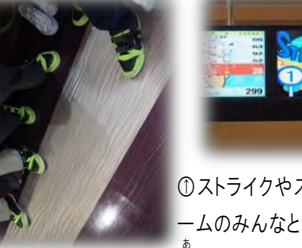
◎入念に球を磨き投球する人もいた



◎入念に球を磨き投球する人もいた

今年度第9回の生活支援プログラムは登録者からの要望が多かったボウリングを行なった。余暇の楽しみ方、時間の感覚について学ぶことが目的。場所は永山駅に隣接する永山コパボウル。地元のボウリング場だけあって、場所の問い合わせはなく、集合時間に全員が集まった。初めに誰が投げるかで譲り合い、職員が初球を投げプレイスタート。初めは調子が上がらなかった人も多かったが徐々に調子が上がり、各レーンでスペア、ストライクをハイタッチで喜びあう姿が見られた。球を丁寧に布で磨く人、バウンドするような豪快な投球で魅せる人、狙いを定めて丁寧に投げる人等々、プレイにも個性が出ており楽しい時間を過ごした。初めは苦手意識から参加を迷った登録者からも「来て良かったです」との感想も聞けた。楽しい時間を共有することで仕事へのモチベーションも上がったのではないかと。

◎自分のサイズの靴をレンタルし、シューズをレンタルした。レンタルの機械の扱いに手慣れた人も



◎ストライクやスペアが出るとチームのみならずハイタッチし喜び合っていた

「大丈夫です」今日の面談で何度発せられたらだろう。関わり始めて半年以上が経過したが彼の声は聞けていない。特例子会社に7月に入社した彼は、仕事を始めた当初から職場の人間関係に不満を感じると口にしてきた。解決のためには問題がどこにあるか明確にしなければならない。しかし具体的な質問には「思いつかない」と言葉を濁す。自分に自信がないのか? 思いを伝える言葉を持たないのか? 色々想像を巡らせながら「入社当初はできていなかったことができるようになったと評価していましたよ」と上司の言葉を交え伝えたとたん、彼は突然涙を流し激昂した。「それが馬鹿にされていると感じるんですよ!」彼には会社からの評価が過去にできなかった自分を露呈する言葉として届いていたのだ。伝える側の思い、伝わる側の思い、そのずれ違いが彼の不満の原因だった。声に触れる度、支援者としての本当の声に触れるための聴き方ができているだろうか? 自分を振り返る。「本当の声を聴きたい」その思いが私を動かしている。

就労支援センター
利用について

就労したい方、または就労継続を希望する多摩市在住のご家族の方からの相談を受付けています。相談は予約制です。☎042-311-2324(受付は祝日除く月~金 9:30~17:00) 住所: 多摩市関戸 4-19-5 市立健康センター4F

実績報告

卒業予定者からの相談増

2月の相談件数は386件、前年同月と比較すると電話での問い合わせが3割増、就職前の相談が約割増だった。その中でも委託訓練や助成金など、ハローワーク関連の相談が多かった。また、特別支援学校の卒業予定者からの相談も増えてきている。就職後の相談については昨年同月とほぼ同値。生活面に関する相談が40%ほどあり、中には恋愛相談もあった。

今月のひとく解説

パートタイム労働法改正

4月1日からパートタイム労働者パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規制、パートタイム労働指針が変わる。主な改正点は以下のとおり。

- 主な改正ポイント
- 1.パートタイム労働者の公正な待遇の確保
差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大する。有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には正社員との差別的取り扱いが禁止される。
 - 2.パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
パートタイム労働者を雇い入れたときは雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければならない。例えば①どの要素をどう勘案して賃金が決定したか②どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか(また、なぜ使えないか)③正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか、などがある。また、パートタイム労働者が雇用管理の改善措置について説明を求めたことによる不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3.パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対し厚生労働大臣が勧告をしても事業主がこれに従わない場合、事業主名を公表できる。